

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する職員

現業職員の場合は、民間労働者の場合と同様に労働局、労働基準監督署が労働基準監督機関となるが、非現業職員については人事委員会が労働基準監督機関となる（地公法58条5項）。

職 種 区 分	労 働 基 準 監 督 機 関
特別職に属する地方公務員	労働基準監督署
非 現 業 職 員	人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員 県費負担教職員については、本市人事委員会が職権行使する。
現 業 職 員	} 労働基準監督署
単 純 労 務 職 員	
企 業 職 員	

1 非現業職員

労働基準法別表第1の第11号、第12号の事業及び同表に該当しない官公署の事業に従事する者（企業職員及び単純労務職員を除く。）

2 現業職員

労働基準法別表第1の第1号から第10号まで及び第13号から第15号までの事業に従事する者（企業職員及び単純労務職員を除く。）

3 単純労務職員

事業の種別に関わりなく単純な労務を行う者（企業職員を除く。）

4 企業職員

地方公営企業等（交通局、水道局等）に勤務する者（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4項）